令和８年11月

給与支払報告書提出義務者　様

長崎市長　鈴 木 史 朗

令和９年度給与支払報告書の提出について（お願い）

平素から個人の市・県民税につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も給与支払報告書を提出していただく時期となりました。給与支払報告書は、給与所得者にとって市・県民税の申告に代わる重要なものであり、給与所得者の令和９年１月１日現在における住民登録地の市町村長に提出することが義務付けられています。（地方税法第 317 条の６）

つきましては、次の事項にご配慮のうえ作成し、提出していただきますようお願いします。

また、長崎市に提出する従業員がいない場合や、他の事業所（本社・合併先等）で提出される場合、または事業廃止・解散等の場合は、お手数ですがその旨を電話にて、市民税課（095-829-1427）までお知らせください。

１．給与支払報告書（個人別明細書）の作成対象者

令和８年中に給与等の支払いを受けた全ての受給者（臨時、パート、アルバイト等も含む）です。

なお、令和８年中の退職者（短期就労者を含む）については、給与支払総額が30万円以下の場合には提出義務はありませんが、公正・適正な課税の観点から提出にご協力ください。

２．提　出　部　数

給与支払報告書（総　　括　　表）‥‥‥ 提出市町村ごとに１部（送付した総括表を必ず提出してください。）
給与支払報告書（個人別明細書）‥‥‥ 受給者ごとに１部

※　源泉徴収票は受給者にお渡しください。

※　給与支払報告書（個人別明細書）は同封していませんが、下記からダウンロードができます。
（https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/5939.html）
（複写紙の用紙をご要望の際は、市民税課までご相談ください。）

長崎市 HP

３．提　出　期　限

令和９年２月１日（月）
（会計事務所等へ依頼されている場合は、確実に提出されているかをご確認ください。）

※　期限を過ぎると当初課税に間に合わない場合がございますので、期限内の提出をお願いします。

４．注　意　事　項

（１）長崎市提出用の総括表を同封していますので、切り取りのうえ、必ず提出してください。

（２）特別徴収（給与天引）する人と、特別徴収しない人（「退職」「乙欄該当者」等）に同封の仕切紙を使用しはっきりと区別して、提出してください。

（３）給与収入が2,000万円を超える人および確定申告をする人についても給与支払報告書（個人別明細書）を必ず提出してください。

（４）給与支払報告書を提出した後に、退職および転勤等により給与天引ができなくなった場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」を提出してください。（地方税法第321条の5）
給与所得者異動届出書の様式は長崎市HPにも掲載してます。
（https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/2517.html）

長崎市 HP

（５）令和９年１月１日長崎市に住民登録があり、海外に長期（１年以上）派遣しているかたがいる場合は、派遣者名簿等（派遣期間が示されているもの）を別途提出してください。市・県民税が課税されない場合があります。

（６）総括表および給与支払報告書（個人別明細書）に記入する個人番号または法人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に規定する番号を指します。

（７）給与支払報告書の提出方法について、前々年（令和６年分）に給与所得の源泉徴収票を30枚以上税務署へ提出している場合、eLTAXまたは光ディスク等での提出が義務付けられていますので、ご注意ください。（eLTAX　HP:https://www.lta.go.jp/）

eL TAX HP

（８）特別徴収義務者用及び納税義務者用の給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書の両方を電子データでの受け取りを選択する場合には、「令和９年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収事務の手引き」は送付しませんので、長崎市HPからPDFデータを取得してください。（https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/5939.html）
なお、手引きの冊子をご要望の際は市民税課までご連絡ください。

給与支払報告書（総括表）の書き方

記入例

給　与　支　払　報　告　書（総括表）

（あて先）長崎市長　　令和　9　年　1　月　15　日提出　❶

									指定番号（市の番号）				
給与の支払期間	令和　8　年　1　月から　12　月分まで								7	0	0	0	1
❷給与支払者の個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4

❸フリガナ	レイワサンギョウカブシキガイシャ	事業種目	機械製造 ❺
給与の支払者の氏名又は事業所等の名称	令和産業株式会社	受給者総人員	70 人 ❻
フリガナ	ナガサキシ　ウオノマチ	報告人員 ①特徴する人（給与天引）	20 人
同上の所在地	〒 850-8685 長崎市魚の町４番１号	報告人員 ②特徴しない人（退職・乙欄等）	5 人
代表者の職・氏名	福 岡 三 郎	報告人員 計 ①＋②	25 人
❹連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号等	総務課　給与係　宮崎夏子 電話 095-829-1427 内線　1234　FAX 095-829-1227	所轄税務署名	長崎 税務署
		給与の支払方法と期日	月給）週給、その他（　　） 20 日／26 日支払
関与税理士等の氏名及び電話番号	鈴木税理士事務所 095-822-8888	納入書の送付	必要 ・ 不要 ❼

受付印

❶令和９年度から新たに特別徴収を希望する事業所は、総括表の上部余白に「特別徴収希望」と朱書きしてください。
※法令により給与所得者は原則特別徴収となります。

❷給与支払者の個人番号または法人番号を記入してください。

❸印字されている事業所名（氏名）、所在地（住所）が現在と異なる場合は訂正のうえ、「所在地・名称の変更届出書」を提出してください。（様式は長崎市HPにも掲載しています。）

❹連絡者の氏名・電話番号欄には、提出書類の内容について直接お答えいただけるかたを記入してください。

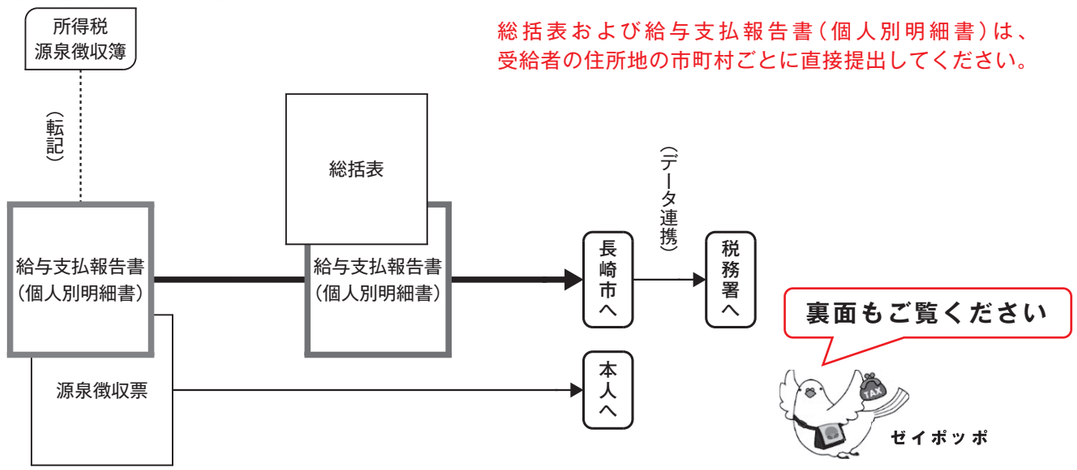
❺事業種目欄には、化粧品卸、菓子小売、家具製造のように具体的に記入してください。

❻受給者総人員欄には、令和９年１月１日現在の総従業員数を記入してください。また、報告人員欄には、長崎市へ提出する給与支払報告書の人員を記入してください。

❼市・県民税・森林環境税の特別徴収税額納入書（令和９年度６月分～５月分）の送付欄は必ず、「必要」か「不要」に丸囲みをしてください。（毎月納入書でお支払いいただく場合は「必要」となります。）

給与の支払者の氏名等が印字されている総括表には受付確認用の二次元バーコードを印刷しています。長崎市から送付された総括表を使用しない場合であっても、提出書類の一番上に二次元バーコード付きの総括表を添付してください。

◎総括表と給与支払報告書の作成手順



総括表および給与支払報告書（個人別明細書）は、受給者の住所地の市町村ごとに直接提出してください。

給与支払報告書（個人別明細書）の記入に係る注意

記入例

⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

※		※種　別	※整 理 番 号	※

支払を受ける者	住所	※区分	（受給者番号）
		長崎市魚の町５番１号	（個人番号）1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ❶
			（役職名）事務員
			氏名 （フリガナ）ナガサキ　タロウ　長崎　太郎

種　別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	内 円 7,074,500	円 5,267,050	円 4,914,604	内 円 0

（源泉）控除対象配偶者の有無等		配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）						16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
			特定		老人		その他		特親	特別	その他	
有	従有	老人	人	従人	人	従人	人	従人	人	人	人	人
○		円 380,000			1	1	1		3	※3 4		※5 1

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
円 1,650,000	円 (100,000) 1,084,604	円 120,000	円 50,000	❸ 円 17,600

❷ （摘要）
（1）長崎　四郎（30）
熊本建設㈱　R8.6.30退職　支払金額 2,275,000円　社会保険料 160,000円　源泉徴収税額 51,500円
（2）（退）長崎　ユキ　子　その他 H23.9.10　長崎市魚の町５番１号　合計所得 200,000円

※1

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	円 180,000	円 100,000	円 90,000	円 360,000	円 180,000

❸

住宅借入金等特別控除の額の内訳									
住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日（1回目）	年 2	月 5	日 10	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住（特特）	住宅借入金等年末残高（1回目）	円 11,500,000
住宅借入金等特別控除可能額	円 115,000	居住開始年月日（2回目）	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）		住宅借入金等年末残高（2回目）	円

（フリガナ）氏名	ナガサキ　ハナ　コ 長崎　花子	区分	配偶者の合計所得	※2 円 0	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円 19,600
個人番号	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2				基礎控除の額	円 670,000	所得金額調整控除額	円

控除対象扶養親族等		（フリガナ）氏名	区分	16歳未満の扶養親族	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号
1	個人番号	ナガサキ　ハジメ 長崎　始			
		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
2	個人番号	ナガサキ　イチロウ 長崎　一郎	01	※5	(1)321321321321
		3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			
3	個人番号	ナガサキ　ジロウ 長崎　二郎	10	※6	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
		4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4			
4	個人番号	ナガサキ　サブロウ 長崎　三郎	30	※6	(退)123412341234
		5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5			

控除対象扶養親族等		（フリガナ）氏名	区分	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号
1	個人番号	ナガサキ　ハルコ 長崎　春子		
		6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6		
2	個人番号	ナガサキ　ナツコ 長崎　夏子		(1)321321321321
		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		
3	個人番号	ナガサキ　アキコ 長崎　秋子		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		
4	個人番号	ナガサキ　フユコ 長崎　冬子		(退)123412341234
		9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		

（市区町村提出用）

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生

中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
○		8	7	1	※4 昭和	34	5	6

支払者		
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	（右詰で記載してください。）
住所（居所）又は所在地	長崎市魚の町４番１号	
氏名又は名称	令和産業　株式会社	（電話）829-1427

※　給与支払報告書（個人別明細書）は同封しておりませんのでご了承ください。

◎給与支払報告書（個人別明細書）の記入にあたり、誤りが多いものおよび特に注意していただきたい事項を右欄に記載していますのでご確認ください。
◎給与支払報告書（個人別明細書）の記入方法については、国税庁の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。
なお、行政手続のデジタル化への対応を踏まえ、上記手引については国税庁HPでの掲載となります。（国税庁　HP：https://www.nta.go.jp/）
〈問合せ先〉
長崎税務署　法人課税第１部門（源泉所得税担当）　095-822-4231

国税庁 HP

提出先・連絡先

長崎市役所　市民税課　TEL：095(829)1427(直通)
〒850-8685　長崎市魚の町４番１号（３階）

❶ 個人番号（マイナンバー）の記入について

給与支払報告書（個人別明細書）の次の欄については、個人番号の記入が必要です。（受給者本人へ渡す源泉徴収票には記入の必要はありません。）
○受給者本人　○控除対象配偶者または配偶者特別控除対象の配偶者　○扶養親族等

❷ 摘要欄

（１）５人目以降の控除対象扶養親族等・５人目以降の16歳未満の扶養親族
下記の要領で氏名を記入してください。

（例）（摘要）（1）長崎　四郎(30)
・氏名・個人番号の前に括弧書きで数字を付し、対応させてください。
・氏名の後ろに区分も記入してください。
※特定親族特別控除のかたは氏名の後に特定親族特別控除の額の区分を記載します。

５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号
(1)321321321321

（２）前職分の記入
中途就職者で前職分を含めて年末調整をした場合は、摘要欄に下記の事項を記入してください。
<記入事項>
・前事業所の名称
・退職年月日
・支払金額
・社会保険料等の金額
・源泉徴収した所得税額

（例）（摘要）熊本建設（株）R8.6.30 退職
支払金額　2,275,000 円
社会保険料　160,000 円
源泉徴収税額　51,500 円

記載がない場合は、前職分は含んでいないものと判断し、他の給与と合算いたします。

（３）退職所得（源泉徴収されたものに限る。）のある配偶者（合計所得金額※133万円以下）、扶養親族（合計所得金額※62万円以下）または特定親族（合計所得金額※62万円超123万円以下）がいる場合、下記の要領で記入してください。　※　合計所得金額は退職所得を除く

（例）（摘要）（2）（退）長崎 ユキ・続柄、生年月日、住所・合計所得金額の見積額（退職所得除く）・障害区分
氏名・個人番号の前に括弧書きで（退）を付し、対応させてください。

５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
(退)123412341234

（４）住民登録地
給与支払報告書は、令和９年１月１日時点で住民登録のある市町村へ提出しますが、住民登録地が長崎市外であっても実際は市内に居住しているかたについては原則長崎市での課税となりますので、住所欄に長崎市の住所、摘要欄に住民登録地を記入し、長崎市へ提出してください。

（例）（摘要）住民登録地：東京都○○区‥‥　記載がない場合、後日文書等でお尋ねすることがあります。

（５）本人の合計所得金額が1,000万円を超えており、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は、摘要欄に当該同一生計配偶者の氏名およびそのかたが同一生計配偶者である旨を記入します。（例「長崎良子（同配）」）

❸ 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）

所得税額から控除しきれない住宅借入金等特別控除の額が生じる場合は、市・県民税から控除される場合があります。該当がある場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」を参照し、正確に記入してください。記入漏れ等がある場合は控除が受けられません。
なお、税務署長が発行した「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」の居住開始年月日の後部に「（特定）」等の表示がある場合は、該当する区分の後ろに「（特）」等を記入してください。記入がない場合、特定取得等の控除が適用できませんのでご注意ください。

※その他誤りが多い点（□囲みの箇所）

※１　生命保険料の金額の内訳については、所得税と市・県民税で控除額の計算方法が違いますので、控除額ではなく支払金額を記入してください。新契約（平成24年分から）と旧契約（平成23年分まで）で記入する欄が違いますのでご注意ください。
※２　配偶者の合計所得欄に誤って収入金額を記入しないようご注意ください。
※３　16歳未満扶養親族についても人数等を記入してください。市・県民税の非課税限度額の算定に用います。未記入の場合、非課税限度額算定の扶養人数に加算されません。また、所得課税証明書の16歳未満扶養親族数に記載されませんので、必要な場合は後日申告を要することとなります。
※４　本人（対象者）特定のため、受給者生年月日の欄は必ず記入してください。
※５　非居住者である扶養親族がいる場合、対象者の区分の欄に01～04の該当する区分を記入してください。また、人数を「非居住者である親族の数」に記入してください。
※６　特定親族がいる場合、対象者の区分の欄に特定親族特別控除額の該当する区分を記入してください。